

十津川村 第3期障がい者基本計画

令和6年3月

十津川村

本村では、平成28年3月に「十津川村第2期障がい者基本計画」を策定し、「障がいのある人も、ない人も、だれもが支え合い、安心・安全に暮らすことのできるむら」を基本理念として施策を進めてまいりました。



策定から8年が経過し、国は平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）を定めるなど、障がい者施策に係る法整備を進めてきた中で、新型コロナウイルス感染症や障がいのある方自身及び介護者の高齢化など、障がいのある方を取り巻く生活環境は大きく変化しました。

このような中で、前計画が令和5年度に終期を迎えることに伴い、前計画の取組を継続、発展させるための後継計画として「十津川村第3期障がい者基本計画」を策定いたしました。

本村では、人口減少と高齢化が進んでおり、障がい福祉の分野でも担い手不足が深刻化しています。計画の実施には、行政だけではなく、地域社会全体の協力と理解が不可欠です。村民の皆様一人ひとりが障がいについて理解を深め、支援の手を差し伸べることが、より良い共生社会を実現する鍵となります。

今後は、本計画に基づいて障がい者やその家族への支援の充実を図り、基本理念である「障がいのある人も、ない人も、だれもが支え合い、安心・安全に暮らすことのできるむら」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議を重ねていただきました十津川村地域自立支援協議会の皆様をはじめ、各関係機関の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました多くの皆様に、心から厚くお礼申し上げますとともに、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

十津川村長 小山手 修造

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障がい福祉制度の変遷	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象	4
第2章 障がい者の現状	5
1. 総人口の推移	5
2. 身体障がい	6
3. 知的障がい	9
4. 精神障がい	10
5. 発達障がい	11
6. 難病	11
7. 特別支援学級の児童生徒数と進路状況	12
8. 障がい種別にみる就労状況	13
9. 各種調査からみえる課題	15
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本理念	35
2. 基本方針	36
3. 施策体系	38
第4章 具体的施策の内容	39
1. 思いやりのこころの育成	39
2. 保健・医療・福祉サービスの充実	42
3. 教育の充実と生涯学習の推進	46
4. やさしい環境があるむらづくり	49
5. 雇用・就業・経済的自立の支援	51
6. 安心・安全な生活環境の整備	53
7. 差別の解消及び権利擁護の推進	55
8. 行政サービス等における配慮の推進	57
第5章 計画の推進体制	58
1. 住民参画の推進	58
2. 関係機関における連携	58
3. 計画の点検・評価	58

資料編	59
1. 十津川村地域自立支援協議会設置要綱	59
2. 十津川村地域自立支援協議会委員名簿	61
3. 計画等策定の経過	62
4. 用語解説	63

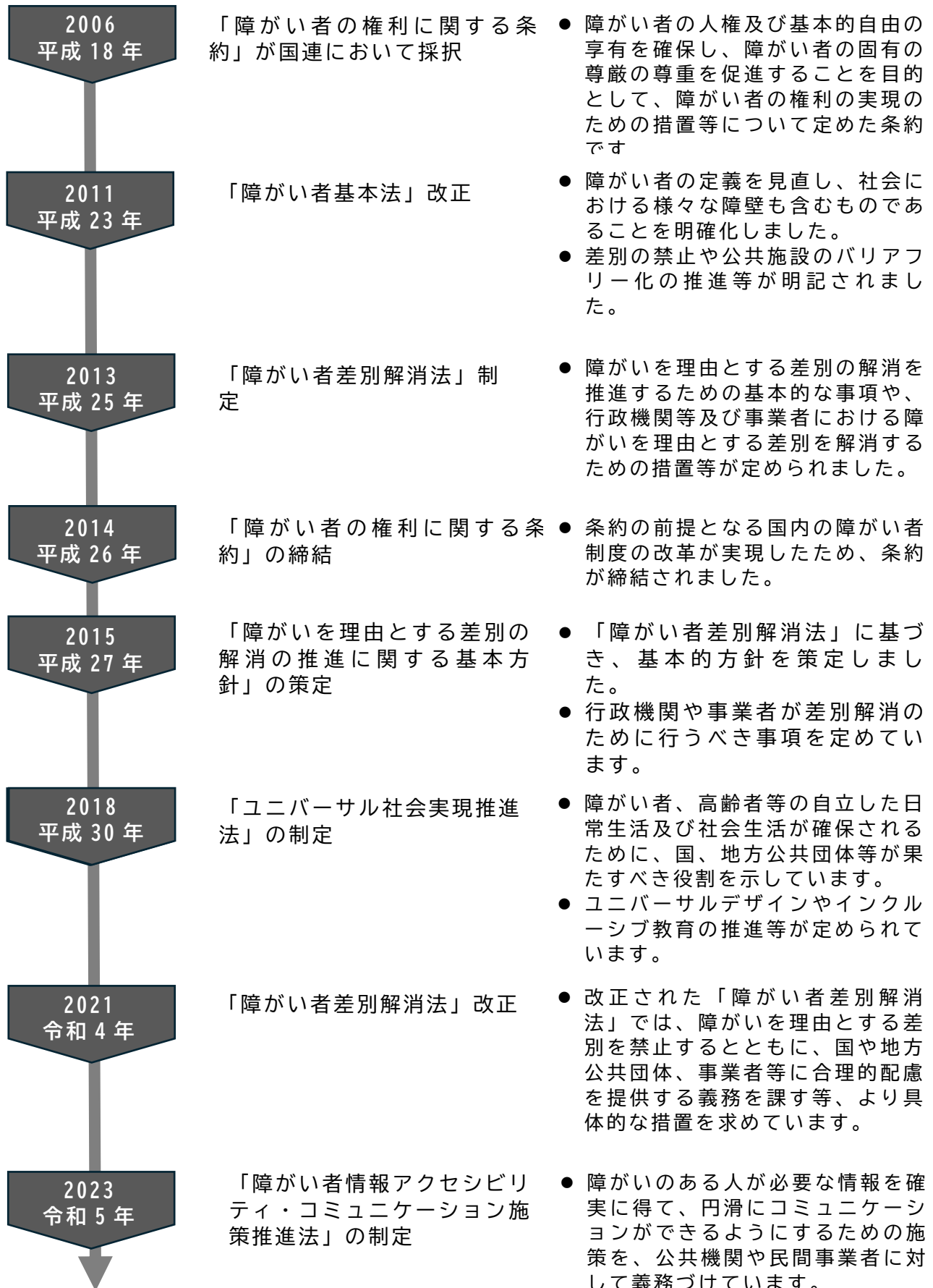
第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

障がい者基本計画は、障がい者の自立及び社会参加を支援・促進するための施策を定めた最も基本的な計画であり、障がい者施策の基本的方向を定めるものです。平成5年に「障がい者基本法」が制定され、国は「障がい者基本計画」を策定し施策を総合的かつ計画的に進めることが求められました。平成16年に「障がい者基本法」が改正され、障がい者の差別の禁止の規定が盛り込まれるとともに、市町村に計画策定が義務付けられました。平成23年の改正では、平成19年に我が国が署名した「障がい者の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、社会モデルや合理的配慮等が条文に盛り込まれました。平成25年に制定された「障がい者差別解消法」が令和3年に改正され、公共だけではなく事業者にも合理的配慮の提供が義務づけられました。このように、近年では障がい者が自立し、差別されることなく生活するための基盤を整備するために、より具体的な配慮や環境整備が求められるようになっていきます。国ではこれらの制度の変遷を踏まえ、令和5年に5年を計画期間とする「第5次障がい者基本計画」を策定しています。

本村においても平成14年に策定された「吉野郡西部障がい者福祉計画」を継承した、「十津川村第2期障がい者基本計画」を平成28年に策定しましたが、その計画が令和5年度で終了するため、第3期となる障がい者基本計画を策定し、本村における障がい者施策の推進を図ります。

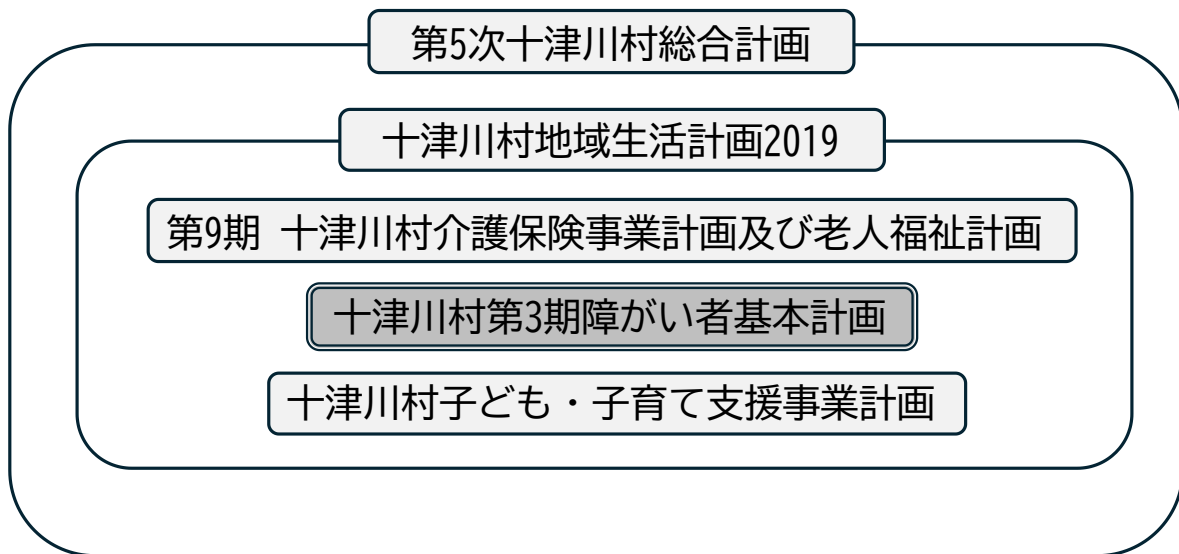
2. 障がい福祉制度の変遷



3. 計画の位置づけ

本計画は、「障がい者基本法」に基づく市町村障がい者基本計画であり、本村の障がい者施策に関する基本的な指針を示したものです。

本計画は、国の「第5次障がい者基本計画」等を踏まえ、村の上位計画である「第5次十津川村総合計画」及び「十津川村地域生活計画2019」と整合を図りつつ策定しています。



4. 計画の期間

本計画の実施期間は、令和6年度から令和14年度までの9年間とします。

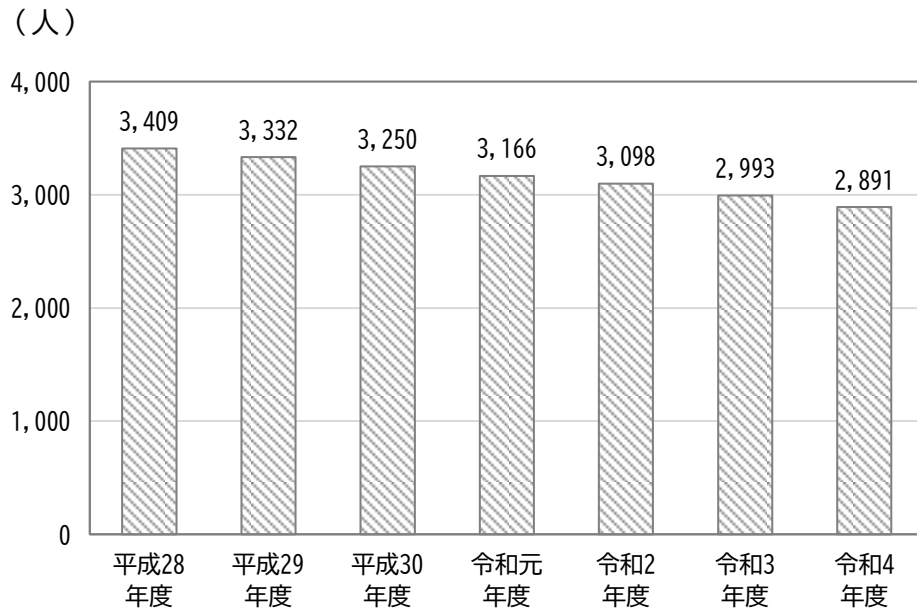
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
総合計画	第5次十津川村総合計画			次計画(予定)						
障がい者基本計画	十津川村第3期障がい者基本計画									次計画(予定)

5. 計画の対象

- 「障がい者基本法」の規定に基づく身体障がい、知的障がい、又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人
- 「発達障がい者支援法」の規定に基づく自閉症スペクトラム（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい等）、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいがある人
- 障がい者の定義に新たに加わった難病患者（治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である人）

第2章 障がい者の現状

1. 総人口の推移



(人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総人口	3,409	3,332	3,250	3,166	3,098	2,993	2,891

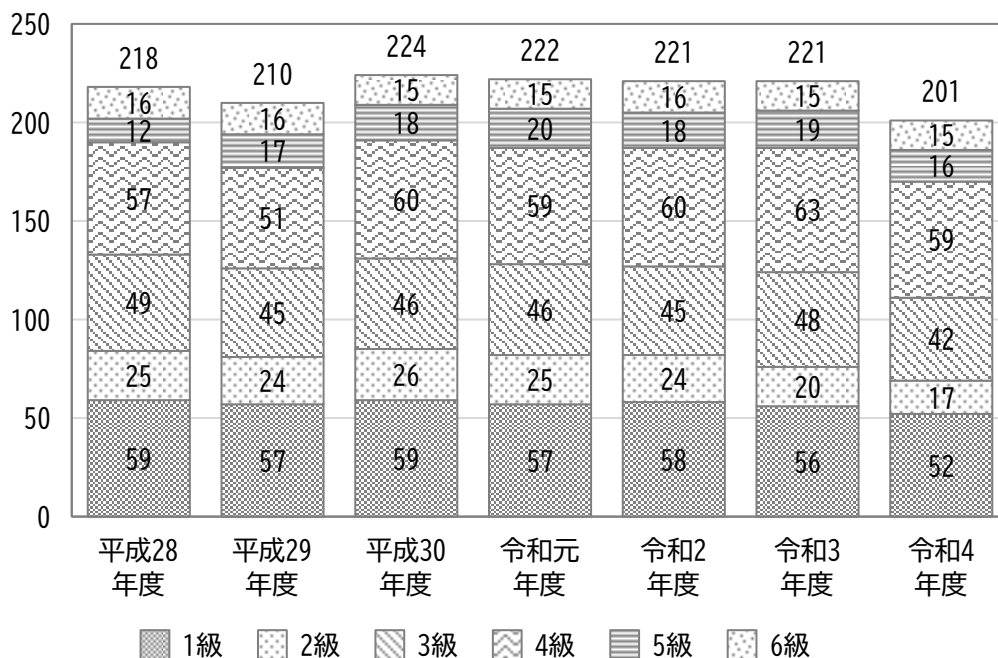
資料：福祉事務所（各年3月31日現在）

2. 身体障がい

(1) 身体障がい者手帳の等級別人数の推移

■身体障がい者手帳所持者数の推移

(人)



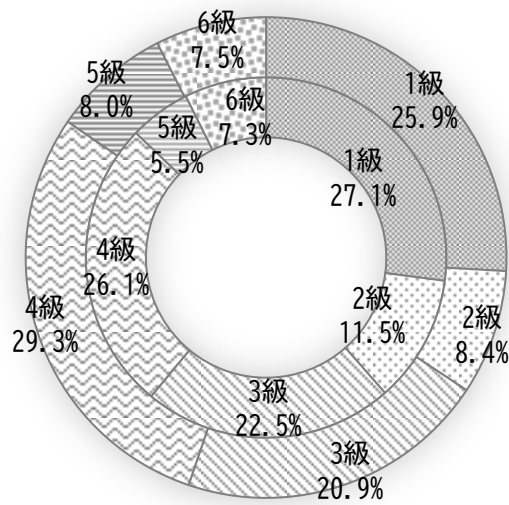
(人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	59	57	59	57	58	56	52
2 級	25	24	26	25	24	20	17
3 級	49	45	46	46	45	48	42
4 級	57	51	60	59	60	63	59
5 級	12	17	18	20	18	19	16
6 級	16	16	15	15	16	15	15
合計	218	210	224	222	221	221	201

■身体障がい者手帳所持者数対総人口比の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総人口比	6.4%	6.3%	6.9%	7.0%	7.1%	7.4%	7.0%

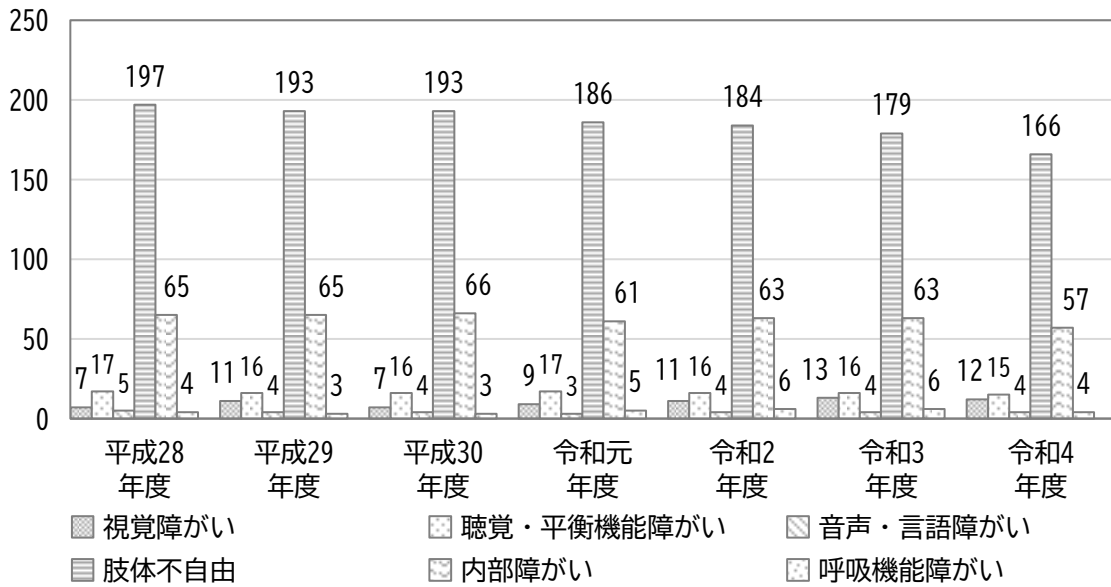
■等級別構成比（内側：平成28年度 外側：令和4年度）



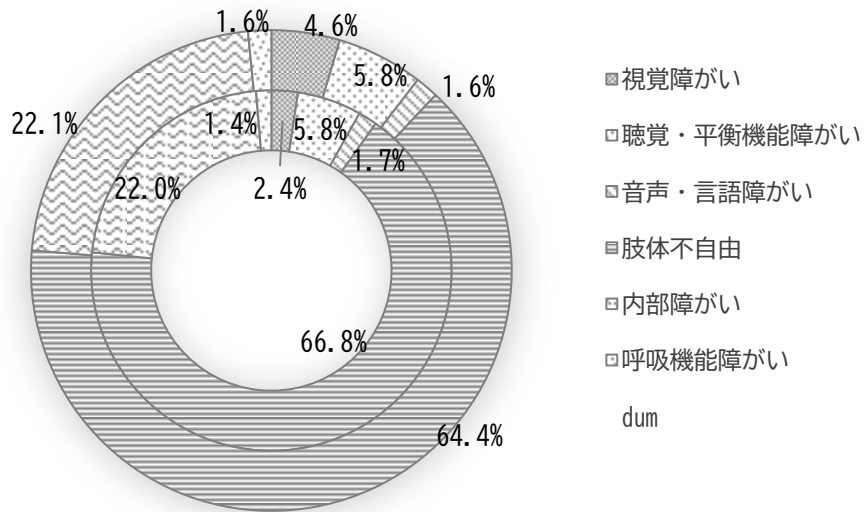
資料：福祉事務所（各年3月31日現在）

(2) 障がい種別人数の推移

■障がいの種別人数の推移



■障がい種別構成比（内側：平成28年度 外側：令和4年度）



3. 知的障がい

■療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A	13	9	9	7	5	5	5
最重度 A1	5	6	7	9	10	9	9
重度 A2	11	14	14	16	18	18	20
B	6	6	6	3	3	3	3
中度 B1	10	10	13	15	13	12	11
軽度 B2	6	7	6	7	6	9	10

資料：福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

■療育手帳所持者数対総人口比の推移

単位：%

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総人口比	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%	1.9%	2.0%

資料：福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

4. 精神障がい

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数年齢別の推移

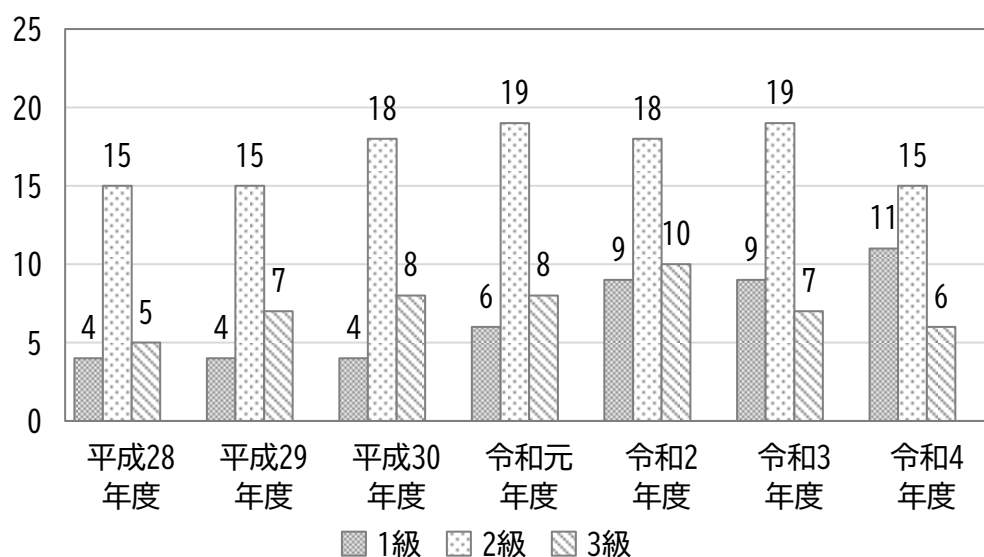
単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳～64 歳	24	26	30	33	35	33	31
65 歳以上	0	0	0	0	2	2	1
合計	24	26	30	33	37	35	32

資料：福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数等級別の推移

単位：人



資料：福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数対総人口比の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総人口比	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.2%	1.2%	1.1%

資料：福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

5. 発達障がい

平成17年4月、「発達障がい者支援法」が施行され、高機能自閉症、アスペルガー症候群等（自閉症スペクトラム）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）が発達障がいと定義されました。

この法律では、発達障がいの早期発見と発達支援に関する国や県、市町村の責務、学校教育における支援、就労への支援等、生活全般にわたる支援が示されています。

今後、発達障がいの早期発見と診断を促進し、必要な支援を提供するための体制の整備を実施するとともに、教育機関や職場での適切な支援を行い、特別支援教育や職場適応支援を強化することが重要です。

6. 難病

■ 特定疾患患者の推移

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患	30	23	23	22	23	23	24
小児慢性特定疾患	2	3	3	3	3	2	2

資料：福祉事務所（各年3月31日現在）

7. 特別支援学級の児童生徒数と進路状況

■特別支援学級の児童生徒数

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	3	7	10	12	16	21	19
中学校	2	5	4	4	2	4	2
通級教室	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	12	14	16	18	25	21

資料：福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

■特別支援学校の児童生徒数

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
幼児部	0	0	0	0	0	0	0
小学部	0	0	0	0	0	0	0
中学部	1	1	0	0	0	0	0
高等部	1	2	4	4	3	1	1
合計	2	3	4	4	3	1	1

資料：福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

※村外にある特別支援学校に在籍している十津川村在住生徒の人数

■特別支援学校の卒業生の進路状況

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
進学	0	1	0	0	0	0	0
専修学校等 入学	0	0	0	0	0	0	0
就職	0	0	1	0	0	0	0
福祉施設通 所・在宅	0	0	0	1	2	1	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	1	2	1	0

資料：福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

※村外にある特別支援学校に在籍されていた十津川村在住生徒の進路状況

8. 障がい種別にみる就労状況

■障がい種別にみる就労状況

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新規求職申込	件	114	120	115	111	112	94	141
(内訳) 身体		47	49	47	42	38	46	50
(内訳) 知的		18	21	25	27	22	12	22
(内訳) 精神		45	44	38	35	38	28	63
(内訳) その他		4	6	5	7	14	8	6
就職件数	件	72	72	67	73	70	68	75
(内訳) 身体		27	23	29	38	26	30	25
(内訳) 知的		16	17	9	17	13	13	13
(内訳) 精神		27	30	27	18	23	18	35
(内訳) その他		2	2	2	0	8	7	2
新規登録者数	人	47	58	59	43	51	36	61
(内訳) 身体		18	24	29	15	14	19	18
(内訳) 知的		7	8	14	7	15	2	9
(内訳) 精神		19	21	13	17	13	12	30
(内訳) その他		3	5	3	4	9	3	4
有効求職数	人	1,206	1,340	1,246	1,592	2,328	1,757	1,859
(内訳) 身体		622	669	532	634	829	662	794
(内訳) 知的		200	192	168	326	550	309	301
(内訳) 精神		335	419	472	544	767	658	667
(内訳) その他		49	60	74	88	182	128	97
就職中の者	人	3,325	3,722	4,120	4,025	3,901	4,459	4,637
(内訳) 身体		1,634	1,733	1,940	1,928	1,901	2,077	2,030
(内訳) 知的		1,100	1,232	1,364	1,321	1,267	1,490	1,547
(内訳) 精神		505	643	678	639	590	716	861
(内訳) その他		86	114	138	137	143	176	199
保留中の者	人	3,147	3,330	3,704	4,191	4,202	4,678	4,890
(内訳) 身体		2,063	2,188	2,407	2,689	2,696	2,872	2,937
(内訳) 知的		516	522	573	618	615	734	761
(内訳) 精神		534	580	676	824	824	964	1071
(内訳) その他		34	40	48	60	67	108	121

資料：ハローワーク下市管内

■民間企業における障がい者の雇用

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業数	社	38	37	42	44	44	46	44
うち、法定雇用率達成企業数	社	28	27	28	31	34	35	37
法定雇用率達成企業割合	%	73%	72%	66%	70%	77%	76%	84%
基礎労働者	人	4,190	4,178	4,397	4,571	4,604	4,758	4,834
うち、障がい者	人	107	106	117	158	161	166	170
実雇用率	%	2.55%	2.54%	2.66%	3.46%	3.50%	3.49%	3.52%

9. 各種調査からみえる課題

(1) アンケート調査

① 調査の概要

a. 調査の目的

十津川村では現在、障がい者施策の基本的な計画として、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「十津川村第3期障がい者基本計画」の策定に取り組んでいます。

この調査は、障がい者手帳をお持ちの方、自立支援医療をご利用の方、障がい福祉サービスをご利用の方を対象に、皆様の実情をうかがうことで、現状課題の洗い出し及びニーズの把握を行い、新しい計画並びに障がい者施策の参考とすることを目的に実施したものです。

b. 調査の方法

- ・ 調査対象地域 十津川村全域
- ・ 調査対象者 障がい者手帳をお持ちの方
自立支援医療をご利用の方
障がい福祉サービスをご利用の方
- ・ 調査期間 令和5年8月(調査基準日は令和5年8月1日)
- ・ 調査方法 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査

c. 配布・回収数

有効配布数	有効回収数	有効回収率
288	149件	51.0%

②調査結果

問 あなたの年齢は何歳ですか。(令和5年8月1日現在)〔数値回答〕【n=142】

年齢については、「80歳代」と答えた人が23.9%で最も多く、「70歳代」と答えた人が19.7%が続いています。「20歳代」と答えた人が2.1%で最も少なくなっています。

10歳未満	4.2%
10歳代	2.8%
20歳代	2.1%
30歳代	2.8%
40歳代	7.7%
50歳代	14.1%
60歳代	19.0%
70歳代	19.7%
80歳代	23.9%
90歳代	3.5%

所持手帳の種類によるクロス集計

	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	手帳は取得していない
10歳未満	1.4%	13.6%	0.0%	0.0%
10歳代	1.4%	6.8%	0.0%	0.0%
20歳代	1.4%	4.5%	0.0%	0.0%
30歳代	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%
40歳代	0.0%	20.5%	15.4%	0.0%
50歳代	5.4%	25.0%	30.8%	25.0%
60歳代	18.9%	9.1%	53.8%	12.5%
70歳代	25.7%	9.1%	0.0%	25.0%
80歳代	39.2%	11.4%	0.0%	0.0%
90歳代	6.8%	0.0%	0.0%	0.0%

(身体障がい者手帳:n=74,療育手帳:n=44,精神障がい者保健福祉手帳:n=13,手帳は取得していない:n=8)

問 現在、あなたと一緒に暮らしている人は、どなたですか。あなたからみた続柄で、該当する方をお答えください。〔複数回答〕【n=126】

一緒に暮らしている人については、「その他」と答えた人（37.3%）以外では「配偶者」と答えた人が31.0%で最も多く、「母親」と答えた人が23.8%で続きます。

配偶者	31.0%
父親	12.7%
母親	23.8%
息子	11.1%
娘	10.3%
兄弟	8.7%
姉妹	4.0%
息子の配偶者	4.8%
娘の配偶者	0.8%
祖父	0.0%
祖母	2.4%
孫	3.2%
友だち	0.8%
その他	37.3%

所持手帳の種類によるクロス集計

	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	手帳は取得していない
配偶者	50.0%	2.4%	23.1%	37.5%
父親	6.5%	26.8%	7.7%	12.5%
母親	12.9%	34.1%	46.2%	37.5%
息子	19.4%	2.4%	0.0%	12.5%
娘	19.4%	0.0%	0.0%	12.5%
兄弟	4.8%	17.1%	15.4%	0.0%
姉妹	6.5%	4.9%	0.0%	0.0%
息子の配偶者	9.7%	0.0%	0.0%	0.0%
娘の配偶者	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%
祖父	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
祖母	1.6%	2.4%	7.7%	0.0%
孫	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%
友だち	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%
その他	21.0%	61.0%	38.5%	25.0%

(身体障がい者手帳：n=62，療育手帳：n=41，精神障がい者保健福祉手帳：n=13，手帳は取得していない：n=8)

問 次にあげる「生活の場」のうち、今後、暮らしたいと思うのはどれですか。〔択一回答〕【n=125】

今後暮らしたいと思う「生活の場」については、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」と答えた人が61.6%で最も多く、「障がい者入所施設で暮らしたい」と答えた人が16.8%が続いています。

家族と一緒に自宅で暮らしたい	61.6%
一人暮らしや結婚のために家を借りたい	4.0%
専門の職員がいて共同生活ができる施設で暮らしたい（グループホーム）	5.6%
障がい者入所施設で暮らしたい	16.8%
病院に入院したい	1.6%
その他	10.4%

所持手帳の種類によるクロス集計

	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	手帳は取得していない
家族と一緒に自宅で暮らしたい	75.0%	38.5%	60.0%	62.5%
一人暮らしや結婚のために家を借りたい	1.6%	5.1%	0.0%	12.5%
専門の職員がいて共同生活ができる施設で暮らしたい（グループホーム）	7.8%	2.6%	10.0%	0.0%
障害者入所施設で暮らしたい	3.1%	48.7%	0.0%	0.0%
病院に入院したい	1.6%	0.0%	0.0%	12.5%
その他	10.9%	5.1%	30.0%	12.5%

（身体障がい者手帳：n=64，療育手帳：n=39，精神障がい者保健福祉手帳：n=10，手帳は取得していない：n=8）

問 現在の生活で困っていることや不安に思っていることはありますか。〔複数回答(5つ)〕【n=131】

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」と答えた人が38.9%で最も多く、「特に困っていることはない」と答えた人が30.5%が続いています。

介助や支援をしてくれる人がいない	4.6%
一緒に暮らす人がいない	4.6%
働くところがない	6.1%
十分な収入が得られない	18.3%
趣味や生きがいが見つけれない	7.6%
生活に必要な情報が得られない	3.8%
自分の健康や体力に自信がない	38.9%
介助者の健康状態が不安	6.9%
同居の家族との関係	8.4%
隣人などとの関係	3.8%
必要な福祉サービス等が受けられない	5.3%
将来生活する住まい、施設等があるか不安	17.6%
移動が大変・移動手段がない	18.3%
相談者・相談先がない	6.9%
特に困っていることはない	30.5%
その他	9.9%

所持手帳の種類によるクロス集計

	身体障がい者 手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	手帳は取得して いない
介助や支援をしてくれる人がいない	4.4%	5.1%	7.7%	0.0%
一緒に暮らす人がいない	5.9%	2.6%	7.7%	0.0%
働くところがない	2.9%	7.7%	15.4%	12.5%
十分な収入が得られない	14.7%	20.5%	15.4%	37.5%
趣味や生きがいが見つからない	4.4%	2.6%	23.1%	25.0%
生活に必要な情報が得られない	2.9%	0.0%	15.4%	12.5%
自分の健康や体力に自信がない	52.9%	7.7%	53.8%	37.5%
介助者の健康状態が不安	2.9%	7.7%	15.4%	12.5%
同居の家族との関係	5.9%	7.7%	7.7%	25.0%
隣人などとの関係	4.4%	2.6%	7.7%	0.0%
必要な福祉サービス等が受けられない	2.9%	7.7%	7.7%	12.5%
将来生活する住まい、施設等があるか不安	19.1%	15.4%	15.4%	25.0%
移動が大変・移動手段がない	17.6%	15.4%	15.4%	50.0%
相談者・相談先がない	7.4%	0.0%	15.4%	25.0%
特に困っていることはない	22.1%	51.3%	7.7%	25.0%
その他	10.3%	10.3%	23.1%	0.0%

(身体障がい者手帳：n=68，療育手帳：n=39，精神障がい者保健福祉手帳：n=13，手帳は取得していない：n=8)

問 悩みや困ったことは誰に相談しますか。〔複数回答（5つ）〕【n=137】

悩みや困ったことの相談先については、「家族及び親族」と答えた人が62.0%で最も多く、「施設の職員」と答えた人が28.5%が続いています。「誰もいない」と答えた人は4.4%となっています。

家族及び親族	62.0%
近所の人	10.9%
友人及び知人	18.2%
専門相談機関（村役場など）	17.5%
施設の職員	28.5%
医者	14.6%
障害者団体	0.7%
民生委員・児童委員	5.8%
障害者相談員	11.7%
学校の先生	3.6%
職場の人	3.6%
その他	2.9%
誰もいない	4.4%

所持手帳の種類によるクロス集計

	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	手帳は取得していない
家族及び親族	77.9%	34.9%	57.1%	87.5%
近所の人	17.6%	0.0%	7.1%	12.5%
友人及び知人	22.1%	4.7%	14.3%	37.5%
専門相談機関（村役場など）	20.6%	9.3%	28.6%	25.0%
施設の職員	8.8%	65.1%	21.4%	0.0%
医者	11.8%	9.3%	14.3%	62.5%
障害者団体	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%
民生委員・児童委員	8.8%	2.3%	7.1%	0.0%
障害者相談員	8.8%	18.6%	14.3%	0.0%
学校の先生	1.5%	11.6%	0.0%	0.0%
職場の人	4.4%	2.3%	7.1%	0.0%
その他	1.5%	4.7%	7.1%	0.0%
誰もいない	5.9%	0.0%	7.1%	12.5%

(身体障がい者手帳:n=68, 療育手帳:n=43, 精神障がい者保健福祉手帳:n=14, 手帳は取得していない:n=8)

問 主な介助者（あなたを介助する人）はどなたですか。

主な介助者については、「施設職員」と答えた人が32.7%で最も多く、「配偶者」と答えた人が17.7%が続いています。「誰もいない」と答えた人は12.4%となっています。

配偶者	17.7%
父親	1.8%
母親	10.6%
息子	5.3%
娘	8.8%
兄弟	1.8%
姉妹	0.9%
息子の配偶者	1.8%
娘の配偶者	0.0%
祖父	0.0%
祖母	0.0%
孫	0.0%
友だち	0.0%
ホームヘルパー	2.7%
施設職員	32.7%
その他	3.5%
誰もいない	12.4%

所持手帳の種類によるクロス集計

	身体障がい者 手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	手帳は取得して いない
配偶者	28.6%	0.0%	8.3%	40.0%
父親	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%
母親	6.1%	20.9%	0.0%	20.0%
息子	10.2%	0.0%	0.0%	20.0%
娘	20.4%	0.0%	0.0%	0.0%
兄弟	0.0%	2.3%	8.3%	0.0%
姉妹	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%
息子の配偶者	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%
娘の配偶者	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
祖父	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
祖母	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
孫	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
友だち	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ホームヘルパー	4.1%	0.0%	8.3%	0.0%
施設職員	6.1%	69.8%	25.0%	0.0%
その他	2.0%	2.3%	0.0%	20.0%
誰もいない	16.3%	0.0%	50.0%	0.0%

(身体障がい者手帳：n=49, 療育手帳：n=43, 精神障がい者保健福祉手帳：n=12, 手帳は取得していない：n=5)

問 以下の各種サービスについて、利用していますか〔択一回答〕※回答するのは障がい福祉サービスに限ります。介護保険のサービスは含みません。

利用しているサービスについては、「施設入所支援」が34.7%で最も多く、「生活介護」が21.7%、「児童発達支援、放課後等デイサービス」が18.8%、「保育所等訪問支援」が12.5%が続いています。

	はい	いいえ	
①居宅介護(ホームヘルプ)	6.6%	93.4%	【n=91】
②重度訪問介護	1.2%	98.8%	【n=84】
③短期入所(ショートステイ)	2.3%	97.7%	【n=86】
④生活介護	21.7%	78.3%	【n=92】
⑤施設入所支援	34.7%	65.3%	【n=95】
⑥共同生活介護(ケアホーム)	2.4%	97.6%	【n=85】
⑦共同生活援助(グループホーム)	5.4%	94.6%	【n=92】
⑧自立訓練(機能訓練・生活訓練)	3.4%	96.6%	【n=89】
⑨就労移行支援	3.4%	96.6%	【n=85】
⑩就労継続支援(A型雇用型)	2.4%	97.6%	【n=86】
⑪就労継続支援(B型非雇用型)	2.3%	97.7%	【n=86】
⑫同行援護	2.3%	97.7%	【n=87】
⑬行動援護	8.2%	91.8%	【n=85】
⑭移動支援事業	9.3%	90.7%	【n=86】
⑮地域活動支援センター	8.3%	91.7%	【n=84】
⑯日中一時支援事業	5.9%	94.1%	【n=85】
⑰児童発達支援、放課後等デイサービス	18.8%	81.3%	【n=16】
⑱保育所等訪問支援	12.5%	87.5%	【n=16】

所持手帳の種類によるクロス集計

	身体障がい者 手帳		療育手帳		精神障がい者 保健福祉手帳		手帳は取得して いない	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
①居宅介護（ホームヘルプ）	12.5%	87.5%	0.0%	100.0%	11.1%	88.9%	0.0%	100.0%
②重度訪問介護	2.9%	97.1%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
③短期入所（ショートステイ）	2.7%	97.3%	2.8%	97.2%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
④生活介護	5.4%	94.6%	39.0%	61.0%	22.2%	77.8%	0.0%	100.0%
⑤施設入所支援	2.6%	97.4%	69.0%	31.0%	11.1%	88.9%	0.0%	100.0%
⑥共同生活介護（ケアホーム）	0.0%	100.0%	2.9%	97.1%	11.1%	88.9%	0.0%	100.0%
⑦共同生活援助（グループホーム）	0.0%	100.0%	8.1%	91.9%	22.2%	77.8%	0.0%	100.0%
⑧自立訓練	0.0%	100.0%	5.6%	94.4%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑨就労移行支援	0.0%	100.0%	5.7%	94.3%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑩就労継続支援【A型】	2.7%	97.3%	2.9%	97.1%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑪就労継続支援【B型】	0.0%	100.0%	5.7%	94.3%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑫同行援護	5.6%	94.4%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑬行動援護	2.9%	97.1%	11.1%	88.9%	11.1%	88.9%	0.0%	100.0%
⑭移動支援事業	8.3%	91.7%	8.3%	91.7%	22.2%	77.8%	0.0%	100.0%
⑮地域活動支援センター	11.8%	88.2%	5.7%	94.3%	20.0%	80.0%	0.0%	100.0%
⑯日中一時支援事業	7.9%	92.1%	2.9%	97.1%	0.0%	100.0%	25.0%	75.0%
⑰児童発達支援、放課後等デイサービス	0.0%	100.0%	30.0%	70.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑱保育所等訪問支援	0.0%	100.0%	20.0%	80.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

- ①（身体：n=40，療育：n=36，精神障がい者：n=9，未取得：n=6）
 ②（身体：n=35，療育：n=36，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ③（身体：n=37，療育：n=36，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ④（身体：n=37，療育：n=41，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ⑤（身体：n=38，療育：n=42，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ⑥（身体：n=37，療育：n=35，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ⑦（身体：n=40，療育：n=37，精神障がい者：n=9，未取得：n=5）
 ⑧（身体：n=39，療育：n=36，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ⑨（身体：n=37，療育：n=35，精神障がい者：n=8，未取得：n=4）
 ⑩（身体：n=37，療育：n=35，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ⑪（身体：n=37，療育：n=35，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ⑫（身体：n=36，療育：n=36，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ⑬（身体：n=35，療育：n=36，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ⑭（身体：n=36，療育：n=36，精神障がい者：n=9，未取得：n=4）
 ⑮（身体：n=34，療育：n=35，精神障がい者：n=10，未取得：n=4）
 ⑯（身体：n=38，療育：n=34，精神障がい者：n=8，未取得：n=4）
 ⑰（身体：n=3，療育：n=10，精神障がい者：n=1，未取得：n=3）
 ⑱（身体：n=3，療育：n=10，精神障がい者：n=1，未取得：n=3）

問 今後利用したいですか〔択一回答〕※回答するのは障がい福祉サービスに限ります。介護保険のサービスは含みません。

今後利用したいサービスについては、「児童発達支援、放課後等デイサービス」が53.8%で最も多く、「保育所等訪問支援」が50.0%、「施設入所支援」が42.1%、「生活介護」が39.0%が続いています。

	はい	いいえ	
①居宅介護（ホームヘルプ）	32.9%	67.1%	【n=73】
②重度訪問介護	21.4%	78.6%	【n=70】
③短期入所（ホームステイ）	28.4%	71.6%	【n=74】
④生活介護	39.0%	61.0%	【n=77】
⑤施設入所支援	42.1%	57.9%	【n=76】
⑥共同生活介護（ケアホーム）	22.4%	77.6%	【n=67】
⑦共同生活援助（グループホーム）	24.3%	75.7%	【n=70】
⑧自立訓練（機能訓練・生活訓練）	20.8%	79.2%	【n=69】
⑨就労移行支援	10.1%	89.9%	【n=68】
⑩就労継続支援（A型雇用型）	11.8%	88.2%	【n=68】
⑪就労継続支援（B型非雇用型）	10.3%	89.7%	【n=67】
⑫同行援護	6.0%	94.0%	【n=69】
⑬行動援護	21.7%	78.3%	【n=69】
⑭移動支援事業	26.1%	73.9%	【n=69】
⑮地域活動支援センター	18.2%	81.8%	【n=66】
⑯日中一時支援事業	26.4%	73.6%	【n=72】
⑰児童発達支援、放課後等デイサービス	53.8%	46.2%	【n=13】
⑱保育所等訪問支援	50.0%	50.0%	【n=12】

所持手帳の種類によるクロス集計

	身体障がい者手帳		療育手帳		精神障がい者保健福祉手帳		手帳は取得していない	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
①居宅介護（ホームヘルプ）	57.6%	42.4%	10.0%	90.0%	14.3%	85.7%	50.0%	50.0%
②重度訪問介護	36.7%	63.3%	3.3%	96.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
③短期入所（ショートステイ）	41.2%	58.8%	16.1%	83.9%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
④生活介護	48.5%	51.5%	30.3%	69.7%	16.7%	83.3%	66.7%	33.3%
⑤施設入所支援	36.4%	63.6%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%	50.0%	50.0%
⑥共同生活介護（ケアホーム）	25.0%	75.0%	20.0%	80.0%	16.7%	83.3%	50.0%	50.0%
⑦共同生活援助（グループホーム）	24.1%	75.9%	24.1%	75.9%	33.3%	66.7%	25.0%	75.0%
⑧自立訓練	22.6%	77.4%	20.0%	80.0%	0.0%	100.0%	33.3%	66.7%
⑨就労移行支援	6.9%	93.1%	13.8%	86.2%	0.0%	100.0%	33.3%	66.7%
⑩就労継続支援【A型】	10.3%	89.7%	14.3%	85.7%	0.0%	100.0%	33.3%	66.7%
⑪就労継続支援【B型】	3.6%	96.4%	14.3%	85.7%	0.0%	100.0%	33.3%	66.7%
⑫同行援護	11.5%	88.5%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	33.3%	66.7%
⑬行動援護	14.8%	85.2%	29.0%	71.0%	0.0%	100.0%	33.3%	66.7%
⑭移動支援事業	28.6%	71.4%	20.7%	79.3%	28.6%	71.4%	66.7%	33.3%
⑮地域活動支援センター	20.0%	80.0%	20.0%	80.0%	16.7%	83.3%	33.3%	66.7%
⑯日中一時支援事業	32.3%	67.7%	23.3%	76.7%	0.0%	100.0%	66.7%	33.3%
⑰児童発達支援、放課後等デイサービス	0.0%	100.0%	77.8%	22.2%			0.0%	100.0%
⑱保育所等訪問支援	0.0%	100.0%	75.0%	25.0%			0.0%	100.0%

- ①（身体：n=33，療育：n=30，精神障がい者：n=7，未取得：n=2）
- ②（身体：n=30，療育：n=30，精神障がい者：n=6，未取得：n=3）
- ③（身体：n=34，療育：n=31，精神障がい者：n=6，未取得：n=2）
- ④（身体：n=33，療育：n=33，精神障がい者：n=6，未取得：n=3）
- ⑤（身体：n=33，療育：n=32，精神障がい者：n=6，未取得：n=2）
- ⑥（身体：n=28，療育：n=30，精神障がい者：n=6，未取得：n=2）
- ⑦（身体：n=29，療育：n=29，精神障がい者：n=6，未取得：n=4）
- ⑧（身体：n=31，療育：n=30，精神障がい者：n=6，未取得：n=3）
- ⑨（身体：n=29，療育：n=29，精神障がい者：n=6，未取得：n=3）
- ⑩（身体：n=29，療育：n=28，精神障がい者：n=6，未取得：n=3）
- ⑪（身体：n=28，療育：n=28，精神障がい者：n=6，未取得：n=3）
- ⑫（身体：n=26，療育：n=30，精神障がい者：n=6，未取得：n=3）
- ⑬（身体：n=27，療育：n=31，精神障がい者：n=6，未取得：n=3）
- ⑭（身体：n=28，療育：n=29，精神障がい者：n=7，未取得：n=3）
- ⑮（身体：n=25，療育：n=30，精神障がい者：n=6，未取得：n=3）
- ⑯（身体：n=31，療育：n=30，精神障がい者：n=6，未取得：n=3）
- ⑰（身体：n=3，療育：n=9，精神障がい者：n=0，未取得：n=2）
- ⑱（身体：n=3，療育：n=8，精神障がい者：n=0，未取得：n=3）

問 前問にあげたサービス以外で、特にどのような支援が必要だと思いますか。
〔複数回答（3つ）〕【n=88】

必要な支援については、「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」と答えた人が39.8%で最も多く、「話し相手や地域の人の声かけ、訪問」と答えた人が33.0%が続いています。

話し相手や地域の人声かけ、訪問	33.0%
ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス	39.8%
趣味やスポーツなどの集まり	13.6%
食事の配達サービス	28.4%
自宅に来てくれる散髪や理美容サービス	19.3%
その他	21.6%

所持手帳の種類によるクロス集計

	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	手帳は取得していない
話し相手や地域の人声かけ、訪問	40.5%	18.9%	33.3%	60.0%
ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス	43.2%	27.0%	66.7%	60.0%
趣味やスポーツなどの集まり	2.7%	24.3%	11.1%	20.0%
食事の配達サービス	40.5%	16.2%	0.0%	60.0%
自宅に来てくれる散髪や理美容サービス	35.1%	10.8%	11.1%	0.0%
その他	8.1%	37.8%	22.2%	0.0%

(身体:n=37, 療育:n=37, 精神障がい者:n=9, 未取得:n=5)

(2) 事業所アンケート調査

① 調査の概要

a. アンケート調査対象事業所

団体名	主な活動対象	主な目的と活動内容
十津川村社会福祉協議会	1 身体障がい者 2 知的障がい者 3 精神障がい者 4 その他（高齢者等）	地域福祉全般 介護保険事業 障がい者自立支援事業（居宅介護・重度訪問）
社会福祉法人こだまの会 （障害者支援施設こだまの里）	2 知的障がい者	障がい者の基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を総合的に支援する 暮らしの場の提供、入浴、排せつ、食事、着替えなどの介助、食事の提供、生活等に関する相談、助言、健康管理、創作活動 利用者が自立した自分らしい日常生活と社会活動への参加を促進するための支援
生活支援センターはびねす	1 身体障がい者 2 知的障がい者 3 精神障がい者 4 その他（難病等）	障がいある方の日常生活や社会生活に関する様々な相談に専門的に対応する福祉サービスを提供する 自立した生活を営むことができるように障がい福祉サービスの情報提供、助言、サービス利用計画の作成、関係機関との調整などの支援を提供
村教育委員会事務局	1 身体障がい者 2 知的障がい者 3 精神障がい者	特別な支援を必要とする子どもの情報把握とその子に適した学びの場について検討審議決定すること
村住民課 保健衛生係	1 身体障がい者 2 知的障がい者 3 精神障がい者	

b. 調査実施時期

令和5年9～11月

②設問と回答内容

問1 障がいをお持ちの方の多様な困りごとを受けとめ、支援する相談体制について、十津川村内において、不足していることや今後取り組むべき優先事項はどのようなこととお考えですか。

団体名	回答内容
十津川村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談機関の周知 ・ 相談機関までの交通手段
社会福祉法人こだまの会 (障害者支援施設こだまの里)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性的な人手不足からのサービスや質の低下 ・ 事業所努力だけでは、改善できない。人材募集、外国人受け入れ等村行政の協力が必要
生活支援センターはびねす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材確保（専門職含め） ・ 相談支援を継続していくための安定的な運営 ・ 多職種との連携の充実
村教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の障がいを持つ子どもに適した教育の場（環境面及び人員面）が不足している。（特別支援学校を本来家庭が希望していたとしても、距離的にも経済的にも厳しい面がある）
村住民課 保健衛生係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談しやすい環境整備がされていない。 ・ 職員のマンパワー不足 ・ 就学後の生活面や社会参加等への不安の相談場所が少ない。また、わかりにくい。 ・ 放課後等デイサービスの不足

問2 助け合いや支え合いを推進する地域コミュニティのあり方への支援について、十津川村内において、不足していることや今後取り組むべき優先事項はどのようなこととお考えですか。

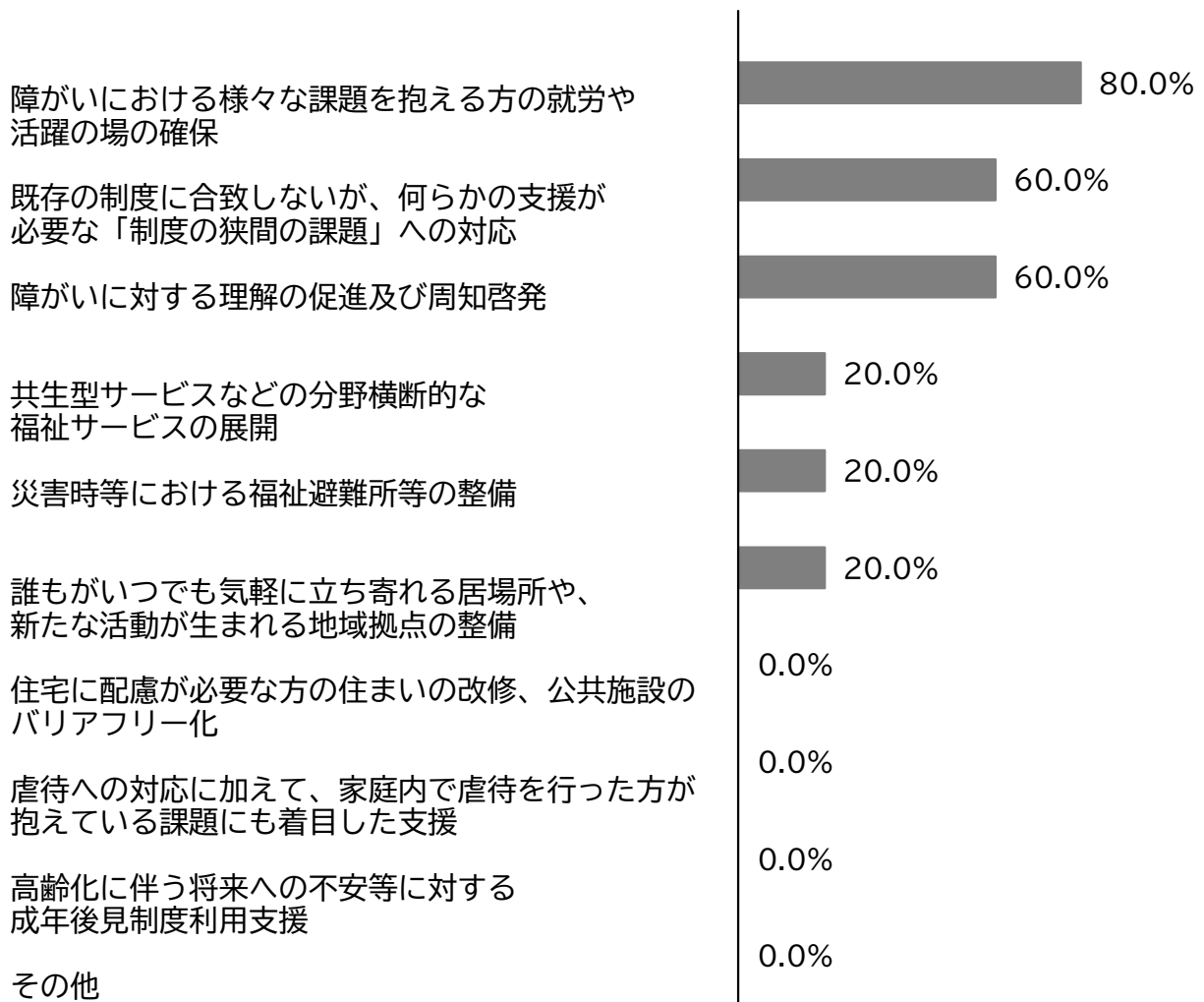
団体名	回答内容
十津川村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの活性化に向けた課題 <ul style="list-style-type: none"> ①人口減少 ②限界集落の増加 ③夫婦共働きと核家族化によるゆとり時間の減少 ④コミュニティの活性化を担う方の偏り ⑤民家の分散と交通手段の不足（歩道等を含む） ⑥バリアフリー化の促進
社会福祉法人こだまの会 (障害者支援施設こだまの里)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減を食い止める事 ・ 県立高校の存続 ・ 高齢者の買い物の維持（車を持っていない方） ・ 専門職種の確保
生活支援センターはびねす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化に伴い、機能不全に陥っている集落の存在もある中で、支え手の不足。 ・ 特定の方に負担が増幅している。 ・ 地域づくりの仕組みづくりを担う人材（ビジョンの明確化）
村教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親の会など、困り感をもった者同士が集まって話をする場所がない。 ・ 困り感をかかえている者への周囲の理解度が低い、ずれ、誤解がある。 ・ 障がいをもつ子の親が安心して働けるように放課後等デイサービスが必要である。

問3 障がいの種類にかかわらず、住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について、十津川村内において、不足していることや今後取り組むべき優先事項はどのようなこととお考えですか。

団体名	回答内容
十津川村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通手段の不足 ・ 就労の場や気軽に楽しめる場作り
社会福祉法人こだまの会 (障害者支援施設こだまの里)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者（御本人、家族）さん主体の話し合いの場（コミュニティ）を定期的に設け、家族さん同士で悩んでいる事や困っている事を共有することにより、ネットワークも広がり、孤独感を減らせる体制ができないか？
生活支援センターはぴねす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体や期間が実施している事業、共有および整理。共同していける事業の見直し。
村住民課 保健衛生係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいを持った方はさまざまだが障がいを持った方の高齢化率も高いと考えられる。

問4 障がい者への支援として共通して取り組むべきこととして、十津川村内において、不足していることや今後取り組むべき優先事項はどのようなこととお考えですか。(〇は3つまで)

不足していることや今後取り組むべき優先事項として、「障がいにおける様々な課題を抱える方の就労や活躍の場の確保」が80%で最も多く、「既存の制度に合致しないが、何らかの支援が必要な「制度の狭間の課題」への対応」と「障がいに対する理解の促進及び周知啓発」が60%で続いています。



問5 団体（相談員）を継続する上で、どのような困りごとがありますか？もしくは、団体（相談員）をしていて良かったと思うことはどんなことですか。

団体名	回答内容
社会福祉法人こだまの会 (障害者支援施設こだまの里)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困りごとの相談を受けても、解決に向け話し合う場がなかなか進まず、待つていただくことになってしまう。 ・ その方がこういうことで困っているなど、細かなサービスを必要とされていることに気づくことができた。
生活支援センターはぴねす	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス調整（支援者資源不足、本人の生活ニーズに適したサービス提供が困難）
村住民課 保健衛生係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員と相談者が身近な人の場合、相談しにくいのではないか。

問6 その他、障がい福祉施策についてご意見があればご自由にお書きください

団体名	回答内容
社会福祉法人こだまの会 (障害者支援施設こだまの里)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減の中、地域での交流も難しい現状で孤独感を少しでも減らせる取り組みが必要になってくると思う。
生活支援センターはぴねす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化や過疎化が急速に進む中で、単身生活者等が増加している。 ・ 選択肢として、居住の場をどのように支えていくのか。 (近所の支え合いも機能困難) (グループホームなどの整備が求められる)
村教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の支援計画作成にあたって教育委員会と社会福祉事務所が情報共有をもっと行う必要がある。
村住民課 保健衛生係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいとは本人のハンディキャップよりもそのことを正しく理解していない社会こそが障がいなのだと思う。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障がい者基本法は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、全ての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指しています。そのためには、障がいのある人も対等の構成員として差別されることなく社会のあらゆる分野で参画し活躍できる機会が確保され、人々が支えあう社会（ノーマライゼーション）を実現することが必要です。また、障がい者、高齢者等が自立した日常生活及び社会生活を安心・安全に送るために、障壁となるものが取り除かれたまちづくり（バリアフリー）を目指す必要があります。

これらの本村が目指す姿を踏まえ、本計画の基本理念は前計画の基本理念を踏襲し、次のように定めます。

障がいのある人も、ない人も、
だれもが支え合い、
安心・安全に暮らすことのできるむら



2. 基本方針

基本理念を実現するための具体的な施策の方向性として、次の8つの基本方針を定めます。

1. 思いやりのこころの育成

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

2. 保健・医療・福祉サービスの充実

障がい者が身近な地域において、保健、医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障がい者の地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。あわせて、難病に関する施策を推進します。

3. 教育の充実と生涯学習の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、村民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

4. やさしい環境があるむらづくり

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化を推進すると共に、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

5. 雇用・就業・経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労ができるように、一般就労が困難である者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により、経済的自立を支援します。

6. 安心・安全な生活環境の整備

障がい者が地域社会において、安心・安全に生活することができるよう、防災・防犯対策を推進します。また、災害等による被災地における障がい者に配慮した復興施策を推進します。

訪問販売、ネット販売等の消費者被害からの保護等を図ります。

7. 差別の解消及び権利擁護の推進

令和3年に改正された「障がい者差別解消法（すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現）」に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組めます。あわせて、「障がい者虐待防止法」に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組みを進めます。

8. 行政サービス等における配慮の推進

各行政機関等における事務・事業の実施にあたっては、「障がい者差別解消法」に基づき、障がい者にとっての社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。また、行政機関の職員等の障がい者に関する理解を促進するための研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

3. 施策体系

障がいのある人も、ない人も、だれもが支え合い、安心・安全に暮らすことのできるむら

1 思いやりのこころの育成

- (1) 広報・啓発
- (2) 福祉教育
- (3) 地域活動

2 保健・医療・福祉サービスの充実

- (1) 障がいの発生予防
- (2) 障がいの早期発見・早期療育体制
- (3) 福祉サービス

3 教育の充実と生涯学習の推進

- (1) 障がい児保育・教育
- (2) 生涯学習
- (3) 文化芸術活動・スポーツ等の推進

4 やさしい環境があるむらづくり

- (1) 公共施設・住宅
- (2) 移動交通手段・道路の整備

5 雇用・就業・経済的自立の支援

- (1) 障がい者雇用の促進・総合的な就労支援
- (2) 経済的自立支援

6 安心・安全な生活環境の整備

- (1) 防犯・防災

7 差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (2) 障がい者に対する権利擁護

8 行政サービス等における配慮の推進

- (1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

第4章 具体的施策の内容

1. 思いやりのこころの育成

(1) 広報・啓発

【現状と課題】

- 障がい者が地域のなかで安心して暮らしていくためには、障がいに対する周辺住民の理解が重要です。また、地域で気軽に相談ができる体制や障がい福祉サービスに関する情報が充実していることも重要な条件になります。アンケート調査やヒアリング調査にも、「障がい者の家族同士で意見・情報交換ができる交流の場がほしい」「福祉サービスの利用や障がい者手帳取得についての情報発信を積極的にしてほしい」等の意見が上げられています。
- 情報交換できる交流活動の場の推進、昨今の情報ツールを活用しホームページ等に福祉の情報を充実すること、また、各種行事の機会に幅広い村民の参加を得ながら「ノーマライゼーション」の理念を村全体に浸透させていく啓発活動を積極的に推進していくことが必要です。更には、聴力・視力障がいの方に向けた情報提供方法が課題となります。

【施策の方向】

- 広報活動の推進
 - ・ 「村報十津川」、チラシ、パンフレット等の各種印刷物やイベント等の啓発記事、障がい者関連情報の充実、障がい者への理解促進を図ります。
 - ・ 障がい福祉に関する制度や法律の改正等をはじめとするわかりやすい情報の提供に努め、障がい者が適切な障がい福祉サービス等を受けられるように相談体制の一層の充実を図ります。
- 交流活動の推進
 - ・ 障がい者のための居場所づくり事業の拠点である「ほっと十津川」を通じて交流活動を行い、地域行事等、地域コミュニティ活動への障がい者の参画を促進し、ノーマライゼーションの理念追求を図ります。

(2) 福祉教育

【現状と課題】

- 障がいの有無にかかわらず人々が安心・安全に暮らせる村づくりを進めていくためには、できるだけ早い時期から福祉教育を積極的に推進していくことが重要であり、社会を構成するすべての人々が障がい及び障がい者福祉に対して理解と認識を深め、共に助け合い、支え合う社会を実現できるよう福祉教育に努めていくことが重要です。
- 本村では村民集会による人権啓発活動や人権相談会を行い、障がい者に係る人権上の相談や問題等に応じています。また、公開授業、学校に職員を派遣し車いすや高齢者体験、人権の日の人権についての授業を行っています。
- 今後も、子どもから高齢者まで幅広い層に対して、障がい者に対する理解や関心を高める取組みを推進していくことが必要となります。

【施策の方向】

- 人権啓発活動の取組み強化
 - ・ 今後、より多くの村民に人権に対する意識をもってもらい、思いやりを大切とした地域づくりに向け村民集会等の人権啓発活動の更なる取組みを推進します。
- 公共サービス従事者に対する福祉教育の充実
 - ・ 村職員への福祉教育を充実させるため、障がい者理解のための研修等の推進に努めます。
- 学校教育における福祉教育の推進
 - ・ 子どもたちが人権や社会福祉に関心をもち、自分で考え行動できる力を養うために幼児教育・学校教育等で一貫した福祉教育を推進し、障がいや障がい者への理解を促進します。

(3) 地域活動

【現状と課題】

- 地域の一員として、障がいの有無にかかわらず地域行事に参加し交流を深めています。
- 高齢化社会を迎える村で障がいがあっても地域社会を支える担い手として社会貢献の場で活躍できることも今後重要になってきます。しかし自宅に閉じこもりがちであったり、移動手段がなかったりと、思うような社会参加ができないのが現状です。本村では、移動支援事業により、障がい者の社会参加の際の移動を支援しています。
- 今後、移動支援事業を更に充実させていくことが重要であり、同様に事業者の体制（スタッフの増員等）の充実を推進することが課題となっています。

【施策の方向】

- 移動支援事業の拡充
 - ・ 移動支援事業をはじめ、移動手段の更なる充実を図ります。また、体制の強化、スタッフの充実等に向けて事業所との連携を図ります。

2. 保健・医療・福祉サービスの充実

(1) 障がいの発生予防

【現状と課題】

- 毎月発行されている村の広報紙「村報十津川」により、基本健診のお知らせや健康に関する情報等が掲載され、健康に対する村民の関心も高まってきています。
- 村内では健診事業が充実してきており、疾病の早期発見につながっています。そのなかで、近年大きく取り上げられているメタボリックシンドローム等により、身体的障がいに至るケースの増加が目立っています。
- また、今後の課題としては、現代の社会環境の複雑化により、心の健康が損なわれた方への医療の充実に努めると共に、地域での生活の支援を積極的に行う必要があります。

【施策の方向】

- 疾病の早期発見
 - ・ 今後、がん検診や特定健診について、より多くの村民に受診してもらえるよう取組みを進めていきます。
- 生活習慣病予防への取組み
 - ・ 生活習慣病健診・保健指導を強化し、特定健診の結果を基に保健指導や栄養指導を行い、生活習慣病予防に努めます。また、特にリスクが高い方については特定保健指導の対象とし、状態改善を図ります。
- 精神医療の確保
 - ・ 精神障がい者への緊急性や専門性の高い治療体制の整備に向けて、必要な医療サービスの体制整備を検討し、適切な医療が確保できるよう医療機関・保健所・福祉サービス事業所等との連携により医療を受けやすくする体制づくりを図ります。
 - ・ 奈良県では、平成26年10月より、精神障がい者保健福祉手帳1級と2級を所持されている方に対し、入院や一般の外来診療にかかる医療費自己負担分を助成する制度を行っており、今後も申請手続きの支援等、制度の促進を図ります。

■ 心の健康づくりに関する学習の促進

- ・ 民生委員・児童委員や、村内のサービス事業所等、社会福祉に携わる方向けに、精神科医等による精神障がいに関する学習会を行います。
- ・ 保健所や専門機関と連携し、心の健康・制度・知識や対応方法に関する学習の機会を設け、精神障がい者に対する誤解や偏見が、回復途上の精神障がい者の地域での自立や就労の促進への阻害要因とならないように努めます。

■ 消防・救急体制及び休日診療制度の充実

- ・ 奈良県広域消防組合五條消防署十津川分署と連携を行い、村の消防・救急体制の更なる充実を図ります。
- ・ 現在、十津川村国民健康保険小原診療所が第2・第4の土曜日の診療、中川医院が第1・第3土曜日の診療を行っており、今後も休日診療体制の充実に努めます。

■ 難病に関する施策の推進

- ・ 保健所や関係機関との連携を密にし、難病患者の実態把握に努めるとともに、障がいや介護等、個々の状況に適したサービスに繋げるための協力体制を構築します。

(2) 障がいの早期発見・早期療育体制

【現状と課題】

- 障がいを早期に発見し、早い段階から治療、療育を行うことが必要とされているなか、村内では、乳幼児健診、就学前健診、専門職による保育所訪問支援や発達相談、療育教室を行うことで早期発見・早期療育の実績につなげています。
- また、福祉医療、自立支援医療等の医療制度に該当する障がい者に対し、速やかに受給ができるよう、手続きを進めています。
- 過去アンケート調査において「週一回でも療育専門の先生を村内にお呼びして受けさせたい」との意見を受け、療育支援体制を充実させるため、平成 26 年度より作業療法士による保育所訪問支援を実施しています。また、臨床心理士による発達相談を年に 8 回実施、平成 27 年度より就学前の児童を対象として、作業療法士(年 20 回)又は、自閉症スペクトラム支援士(年 8 回)による療育教室を実施しています。しかし、ヒアリング調査では、「村内に療育の機関がないので近くにあればと思う」との声が上がっており、療育に関する専門機関の設置が今後の課題となっています。

【施策の方向】

- 療育・幼児教育の充実
 - ・ 在宅で障がい児を養育している家庭を支援するため、療育に関する相談や指導に努めると共に、自閉症、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等の発達障がいを有する子どもやその家族等の相談・指導等の支援体制の充実に努めます。
- 保育所の受け入れの充実
 - ・ 障がいのある児童の保育所への受け入れにあたっては、関係機関と連携しながら、適切な保育や指導が行えるよう努めます。
- 保育・教育指導研修の充実
 - ・ 障がい児に対する保育士の保育・教育指導研修の充実に努めます。
- 相談機能の充実
 - ・ 発達の遅れや保護者の育児不安に関する相談に対し、関係機関と連携しながら適切な助言・指導を行う相談体制の構築に努めます。

(3) 福祉サービス

【現状と課題】

- 村内の障がい福祉サービス事業所においては、居宅介護や生活介護、施設入所支援、短期入所の介護給付が実施されています。また、地域生活支援事業として日中一時支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が実施されています。
- 現在十津川村で介護の仕事に従事される方が、村外の研修機関において介護職員初任者研修を受講される場合、研修費用についての助成を行ったり、村内において介護職員初任者研修会を開催するなど在宅福祉の充実にも取り組んでいます。
- 相談支援については村内において相談支援事業を実施し、障がい者の相談に応じています。
- 障がい福祉サービスを充実させるためには、引き続き人材の育成・確保が必要です。また、障がい者が地域活動に参加できるよう移動支援の充実も必要となっています。

【施策の方向】

- 障がい者への支援
 - ・ 障がい者の地域活動参加を促進するため、支援の充実を図ります。
- 相談支援事業の周知
 - ・ 村が相談支援業務を委託している生活支援センターはびねすを周知し、村民がもっと相談しやすい環境を広げていきます。
- 人材育成の確保
 - ・ 介護職員初任者研修を受講される方に対する研修費用の助成を引き続き行うとともに、村でも介護職員初任者研修会を開催し、人材育成の推進に努めると共に、サービスを充実させるため、事業所との連携を図ります。

3. 教育の充実と生涯学習の推進

(1) 障がい児保育・教育

【現状と課題】

- 村内では、福祉事務所、教育委員会が主体となって障がい児保育や乳幼児家庭教育学級等を行っています。また、学校教育においては、教育相談員による巡回相談により、教職員の指導力向上や保護者との相談業務を行っています。子どもたちの就学に向けて、より細やかな説明や支援が今後も求められています。
- ヒアリング調査をみると、「新しい環境や人間関係のなかで学校へ行きづらい子どもたちをサポートするための適応指導教室があればと思う」との意見が出されており、誰もが不安な思いをなくすことのできる教育環境の整備・地域づくりが今後の課題となっています。
- また、幼少期から成人に至るまで一貫した指導・支援が求められています。障がいの有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の理念に基づき、児童と保護者の意見を尊重し、必要な支援を得ながら教育を受ける環境を村内にも整える必要があります。

【施策の方向】

- 啓発・巡回相談の充実
 - ・ 乳幼児家庭教育学級による啓発活動の充実と巡回相談事業の拡充に努めます。
- 教職員の指導力向上に向けた研修の充実
 - ・ 学校内のリーダーとなれるような人材育成や、個々の指導力向上に向けた研修の充実を努めます。
- 将来を見据えた指導
 - ・ 特別な支援を必要とする子どもに対して、これまで以上に保育所・小・中学校の連携を進めると共に、関係機関との支援ネットワークを構築し、子どもの将来を見据えた指導を進めるため、個別の教育支援計画等の作成・活用を進めます。

(2) 生涯学習

【現状と課題】

- 障がい者が社会の一員として充実した社会生活を営めるよう、学習機会の充実を図ると共に村民が障がいと障がい者に対する正しい理解と認識を深め、障がい者と共に生きる社会をつくるための生涯学習講座の実施や、障がい者に関する講演会等を開催しています。
- 今後も移動手段の確保等、障がい者が役場や地域で気軽に各種活動に参加できる環境を整備していくことが課題となっています。

【施策の方向】

- 生涯学習推進体制の充実
 - ・ 村内の施設を有効活用し、障がい者が自分の居住地区で気軽に各種活動に参加できる環境づくりを進めます。

(3) 文化芸術活動・スポーツ等の推進

【現状と課題】

- 障がいの有無にかかわらず、余暇や自由時間をスポーツや文化活動にいかすことは、生きがいを得るだけでなく心身の健康保持のためにも効果的です。
- 障がい者を含むすべての人々が、身近な地域において気軽にスポーツや文化活動に親しむことができる環境を整備していくことが大切となっています。
- ヒアリング調査では日常的な健康づくりや楽しみの一環として、スポーツや文化活動に対する環境を求める声も上がっています。
- 障がい者が文化芸術に接し、文化芸術に関心をもつことができるよう、村内における文化芸術活動に対する現状把握を行うと共に、それらに障がい者が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。

【施策の方向】

- スポーツ推進の環境づくり
 - ・ 障がい者がスポーツ・レクリエーション活動を通じて健康づくりや交流等ができる機会の拡充を図ります。
- 生涯スポーツ推進体制の充実
 - ・ 障がい者を含めたすべての村民が、自らの生活をよりよくしていくために学び合っていくという観点に立って、障がい者の活動参加を想定した生涯スポーツの推進に向け、人材の養成、関係機関・団体等の連携による体制づくりを図ります。
- 文化芸術活動の促進
 - ・ 障がい者が文化芸術に関心をもつことができるよう、文化芸術活動への参加を促進します。

4. やさしい環境があるむらづくり

(1) 公共施設・住宅

【現状と課題】

- 生涯を通じて住み慣れた地域でゆとりのある暮らしを続けていくためには、障がいの種類・程度、世帯の構成に応じた、障壁の少ない住宅の整備を進める必要があります。同時に障がい者の積極的な社会活動を支援するために、学校、集会所等の公共施設をはじめ、比較的利用頻度の高い民間施設及び生活道路等を利用しやすい形態に整備・改修を行うことが重要です。
- 村内の主な施設としては、「道の駅 十津川郷」において多目的トイレ・スロープ・駐車場を、「南部老人憩の家」では昇降リフトをそれぞれ設置しており、また、役場ではエレベーター等を設置するなど、バリアフリーに取り組み、障がい者への配慮を行っています。
- しかし、ヒアリング調査では、多目的トイレでも、車いすの入るスペースがない所が多いことや、公共施設でバリアフリーになっていない所があるとの指摘があり、今後より一層障がい者が公共施設等を利用しやすくなるよう、設備の整備が求められています。

【施策の方向】

- 施設の見直し
 - ・ 公共施設の改修・建て直しの際にはバリアフリーに配慮した施設づくりや公共トイレハユニバーサルシートの設置に努めます。

(2) 移動交通手段・道路の整備

【現状と課題】

- 住み慣れた地域でゆとりのある暮らしを続けていくためには、歩車道の分離や十分な車道の幅員の確保等、歩行者に配慮した整備が必要です。また不便さを回避するための交通手段の推進を行う必要があります。過去アンケート調査では、介護タクシーの台数増加と料金の見直しを求める声も上がっています。
- 一部の地域では障がい者、高齢者の方々の公共施設や医療機関への移動手段の確保を目的として、村営タクシーを運行しています。
- 公共交通機関（定期バス、村営バス）については、車いすの利用者は昇降が困難であり、また、バスステップが高く歩行での昇降も不便となっています。福祉有償運送事業や移動支援事業について周知を図り、利用を促進・充実させることが課題となっています。

【施策の方向】

- 民間交通機関への協力要請
 - ・ 交通関連施設の整備について、関係機関等に対し、整備についての理解と協力を求めています。また、バス事業者の理解を得ながら、バス路線の確保とあわせて、車両のリフト化・低床化等呼びかけていきます。
 - ・ 障がい者が安心して通行できるように安全な歩道の整備を推進すると共に、沿道への車の乗り入れ場所での歩道の切り下げを行い、歩きやすく快適な歩行環境の整備を推進します。
- 移動支援事業の拡充（再掲）
 - ・ 移動支援事業をはじめ、移動手段の更なる充実を図ります。また、体制の強化、スタッフの充実等に向けて事業所との連携を図ります。

5. 雇用・就業・経済的自立の支援

(1) 障がい者雇用の促進・総合的な就労支援

【現状と課題】

- 現在、村内では「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、ハローワーク等との協力のもと、障がい者の雇用の場の拡大に取り組んでいます。
- 障がい者雇用に関する広報啓発を推進すると共に、福祉・雇用・教育施策で雇用の場の拡大を図れるよう協力することが大切です。
- 今後も村内の公的機関が率先して障がい者の雇用に努めると共に、障がい者の働く権利、自己実現等の観点から、障がい者の適性と能力に応じた多様な働く場を確保することが課題となっています。

【施策の方向】

- 啓発広報の推進
 - ・ 関係機関と協力し、事業主への障がい者雇用についての講演会、セミナー等への参加を奨励し、各種助成金・法定雇用率についての周知や、障がい者への人権侵害等の問題に関して啓発を行い、障がい者の雇用に関する事業主の理解と認識を深めます。また、障がい者が安心して働けるよう、地域で働く労働者に対する啓発・教育を推進します。
- 関係機関の連携強化
 - ・ 障がい者雇用の機会を増やすため、関係機関・施設等の相互の連携を緊密にした体制整備に努めます。
- 公的機関での就労
 - ・ 役場等村内の公的機関において、障がい者の雇用を継続し、障がい者雇用の機会の拡充に努めます。

(2) 経済的自立支援

【現状と課題】

- 障がいにより働くことが困難な人は経済的にも苦しい状況にあります。生活支援センターはびねすでは、障がい年金受給や手帳の取得、障がい福祉サービス利用等に向けた支援を行っています。また、障がい者の雇用に向けた取組みとあわせて、相談支援事業による経済的自立に向けた支援が今後も必要です。

【施策の方向】

- 相談支援事業の充実
 - ・ 生活支援センターはびねすの相談支援事業により、障がい年金受給や手帳の取得、医療費助成制度や障がい福祉サービスの利用へつなげると共に、障がい者の経済的自立に向けた支援を今後も行います。

6. 安心・安全な生活環境の整備

(1) 防犯・防災

【現状と課題】

- 障がい者の犯罪や災害からの被害を防ぐためには、家族だけでなく、近隣住民等地域全体が、安心・安全に暮らしを続けていくことができるよう、防犯・防災対策に取り組むことが必要です。
- 今回のアンケート調査によると、地震等災害時に困ることについては、「避難場所まで行けない」との回答が3割みられ、今後避難場所までの支援対策が必要です。
- 行動の不自由が伴いがちな障がい者にとっては、災害時にどのような対応がなされるかは重要であり、正確な情報の伝達と避難所での不安のない生活等が強く求められており、十分な対応を行うことが必要です。障がいの内容や程度によっても心配される問題点は異なっているため、多様な角度からの検討が必要です。
- また、障がい者が事件・事故の被害に遭わないよう、対策に努める必要があります。

【施策の方向】

- 防災対策の整備
 - ・ 防災知識の普及に努め、消火器の設置、家具の固定、安全な部屋での就寝等、防災意識の向上を図ります。また、防災マップにより、避難場所の周知の徹底を図ります。
 - ・ 防災タブレットの活用等あらゆる情報通信媒体を使って、災害時に的確な災害情報を提供します。
- 地域コミュニティの活性化
 - ・ 災害時の障がい者支援に向けて、各地域での自主防災組織結成を支援し、地域住民のつながりを基礎としたコミュニティの形成や防災意識の向上を図ると共に、平常時からお互いに助け合い、協力し合う関係を築き、災害に強い地域づくりを推進します。

■ 障がい者に配慮した防災対策

- ・ 個人情報保護等の問題に配慮しつつ、災害時行動要支援者リストの整備等を推進し個々の障がいに適した情報伝達方法、避難誘導體制、避難場所の把握に努め、障がい者に配慮した防災対策に努めます。
- ・ 防災タブレットの使用方法の周知をします。

■ 衛星携帯電話の使用

- ・ 衛星携帯電話の配置の情報や使用方法を周知し、いざという時の活用を促すと共に、孤立した住民の不安解消や災害状況の把握、迅速な救助活動につなげます。

■ 犯罪や消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ・ 広報やパンフレット等により、悪質商法についての情報提供に努めます。
- ・ 判断能力が十分ではない人が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないように、成年後見制度を活用した支援を推進します。

7. 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

- 国においてはすべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年 4 月に「障がい者差別解消法」が施行されました。

こうした法整備を受けて、障がいを理由とする差別の解消の取組みや啓発活動等の推進が今後の課題となっています。

【施策の方向】

■ 障がい者差別解消への取組みの推進

- ・ 障がいを理由とする差別の解消に向けて、広報誌等を活用し周知・啓発に取り組めます。

■ 啓発活動

- ・ 「障がいのある人も、ない人も、だれもが支え合い、安心・安全に暮らすことのできるむら」の理念のもとに、啓発活動の推進に努めます。

(2) 障がい者に対する権利擁護

【現状と課題】

- 日常生活自立支援事業については、奈良県社会福祉協議会の委託を受け、十津川村社会福祉協議会が実施しています。日常生活自立支援事業や成年後見制度に対する知識が薄く、広く住民に対して啓発活動を行っていくことが課題となっています。

【施策の方向】

- 日常生活自立支援事業の推進
 - ・ 判断能力が十分ではない人が、地域で適切なサービスを受けられるよう、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭の管理等を行う日常生活自立支援事業を推進します。
- 成年後見制度の利用促進
 - ・ 地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進すると共に、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障がい者の権利を擁護する成年後見制度の周知に努め、利用促進を図ります。
 - ・ 身寄りがない等の理由から成年後見制度を利用することが難しい障がい者に対しては、村長申し立てを積極的に行い、権利擁護を推進します。
- 障がい者虐待への対応
 - ・ 障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がい者の保護、養護者への指導・助言等を行うほか、虐待防止に関する広報・啓発活動等に取り組みます。
 - ・ 虐待の兆候を早期に発見できるよう、地域全体で支え合い、見守るための啓発活動を行います。

8. 行政サービス等における配慮の推進

(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

【現状と課題】

- 平成 28 年 4 月に施行された「障がい者差別解消法」に基づき、障がい者に対する社会的障壁を除去するために必要な配慮が行政に求められています。行政の職員が障がいについて理解を深め、障がい者への対応を充実させると共に、様々な権利を行使できる環境を整えることが必要です。
- 十津川村福祉事務所は奈良県で実施されている「あいサポート運動」の事業所となっています。今後、障がい者理解の促進及び運動に率先して取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

- 村職員の障がい者理解の促進
 - ・ 村職員の窓口等における障がい者への対応を充実するため、障がい者への配慮について学ぶ研修会を定期的を実施し、障がい者への理解を促進します。
- 行政情報の提供の充実
 - ・ 行政情報の提供にあたっては、障がいの特性に配慮し、必要な人に情報が的確に届くような手法を研究し、取組みを進めます。

第5章 計画の推進体制

1. 住民参画の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がい者にとって暮らしやすいむらづくりの一層の推進を図ります。また、障がい者への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安心・安全の支援体制等の充実を図っていきます。

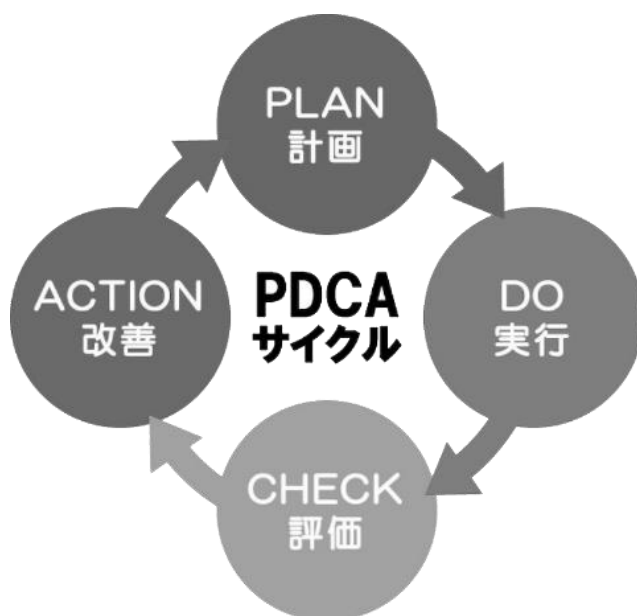
2. 関係機関における連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等様々な分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

3. 計画の点検・評価

計画の進捗にあたっては、PDCA（計画策定—推進—評価—見直し）サイクルを導入し、点検・評価を行っていく必要があります。

そのため、本計画では各施策の実施状況等について広く意見を聴きながら計画の点検・評価を行い、次年度の事業に反映できるよう、進捗管理を行っていきます。



資料編

1. 十津川村地域自立支援協議会設置要綱

十津川村地域自立支援協議会設置要綱

十津川村地域自立支援協議会設置要綱（平成 20 年要綱第 19 号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第 1 条 障がいのある人とその家族が、地域のなかで安心して暮らしていけるよう、十津川村における障がい福祉に関する関係者の連携及び支援体制に関する協議を行うための場として、十津川村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）支援に係る困難事例への対応についての協議調整
- （2）地域の関係機関によるネットワークの構築
- （3）障がいのある人及びその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携
- （4）地域の社会資源の活用及び改善
- （5）委託相談支援事業者の運営評価
- （6）十津川村障がい者計画及び十津川村障がい福祉計画の策定、進捗管理及び評価に関する協議
- （7）その他、地域の相談支援体制の充実に関して必要な事項の検討

（組織）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者につき、村長が委嘱する委員 15 名以内をもって組織する。

- （1）障がい者相談支援事業者（委託・指定）
- （2）障がい福祉サービス事業者
- （3）保健・医療関係者
- （4）教育・雇用関係機関
- （5）村社会福祉協議会
- （6）関係行政機関の職員
- （7）障がい当事者及び家族の代表
- （8）前各号に掲げる者のほか、村長が適当と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所と相談支援事業所で構成する事務局において行う。

(守秘義務)

第9条 自立支援協議会に出席した者は、当該会議において知り得た個人情報、その他の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月18日告示第58号）

(施行期日)

第1条 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

(十津川村障がい者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

第2条 十津川村障がい者福祉計画策定委員会設置要綱（平成13年要綱第7号）は、廃止する。

2. 十津川村地域自立支援協議会委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	社会福祉法人こだまの会 障害者支援施設 こだまの里 施設長	中村 仁紀	会長
2	十津川村社会福祉協議会 事務局長	前砂 見	
3	十津川村立小中学校特別支援担当者代表者 十津川中学校 講師	野尻 正人	
4	十津川村福祉事務所 主任介護支援専門員	沼平 茂雄	
5	十津川村教育委員会教育課 教育指導主事	和田 正雄	
6	当事者家族	東 千佳子	
7	当事者	榑本 清孝	
8	十津川村住民課 主幹	後木 智子	
9	十津川村立保育所長代表 みどり保育所 所長	中南 悦子	
10	社会福祉法人こだまの会 生活支援センターはびねす 相談員	千葉 貴之	事務局
11	社会福祉法人こだまの会 生活支援センターはびねす 相談員	植東 昌代	事務局
12	十津川村福祉事務所 所長	松實 崇	事務局

3. 計画等策定の経過

○令和5年6月19日（月）

第1回十津川村障がい者基本計画策定委員会（十津川村地域自立支援協議会第1回全体会）

- 1) 計画策定のためのアンケート調査について
- 2) 計画骨子案の説明・検討
- 3) 計画策定に伴うスケジュールについて
- 4) その他

○令和5年7月24日（月）

計画策定のためのアンケート調査発送

- ・対象者 ：障がい者手帳（身体・療育・精神）所持者及び自立支援医療受給者、
 障がい福祉サービス受給者
- ・配布件数 ：288件

○令和5年11月9日（木）

計画策定に係るアンケート調査結果報告書の送付及び意見聴取

- ・配布対象者 ：十津川村障がい者基本計画策定委員（十津川村地域自立支援協議会委員及びオブザーバー）

○令和5年11月13日（月）

計画策定のための関係団体等へのアンケート調査発送

- ・対象団体 ：5団体（社会福祉法人、行政機関等）

○令和6年2月19日（月）

第2回十津川村障がい者基本計画策定委員会（十津川村地域自立支援協議会第2回全体会）

- 1) 計画素案の検討
- 2) 意見聴取
- 3) 計画等の承認
- 4) その他

4. 用語解説

ア 行

・あいサポート運動

奈良県で平成 25 年 8 月から取り組んでいる運動で、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、1. 障がいの内容・特性、2. 障がい者が困っていること、3. 配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを理解し、実践していただく「あいサポーター」を養成し、県民運動としてひろげていくことにより、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すもの。

・アスペルガー症候群

興味・関心やコミュニケーションについて特異であるものの、知的障がいが見られない発達障がいのこと。「知的障がいがない自閉症」として扱われることも多いが、公的な文書においては、自閉症とは区分して取り扱われていることが多い。

・移動支援事業

円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進する。

・インクルーシブ教育システム

障がいの有無に関係なく誰でも地域の学校で学べる教育のこと。

・衛星携帯電話

人工衛星に直接アクセスすることで、一般的な携帯電話の電波が届かないエリアでも通話やデータ通信が可能な携帯電話のこと。

カ 行

・学習障がい（LD）

知能は平均、又はそれ以上あるが、特定の技術や知識を習得、保持、一般化できないこと。知的発達の全般的な遅れではなく、部分的な認知発達の遅れや偏りから、主として学習上に特異なつまずきや習得の困難を示す。学習面だけでなく、社会性の発達にも不利が生じたり、注意欠陥多動性障がい（ADHD）といった行動面の特徴を示す例も多いと言われている。

・高機能自閉症

自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

・ 広汎性発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、レッド症候群、小児期崩壊性障がい、その他の自閉症という5つの障がいの総称。「社会性の障がい」「コミュニケーションの障がい」「想像力とそれに基づく行動の障がい」が、3歳までに6ヶ月以上みられた場合、広汎性発達障がいの診断を考慮する。診断基準には入らないが、「感覚の過敏さ」という特徴もあり、音や匂い、肌に触れること等に敏感であるという特徴もある。

・ 合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合の、負担になり過ぎない範囲の、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。障がい者権利条約第2条に定義がある。

・ 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

サ 行

・ 自閉症

社会性や他者とのコミュニケーション能力の発達が遅滞する発達障がいの一種。先天性の脳機能障がい、認知障がいのこと。

・ 自閉症スペクトラム（ASD）

精神障がいの診断と統計マニュアル第5版（DSM-5）*上における、様々な神経発達症の分類である。自閉症連続体ともいう。かつてのDSM-IV-TRにおける自閉症、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障がい、小児期崩壊性障がい（CDD）等の各疾患は、DSM-5ではASDを用いて再定義されている。

*精神障がいの診断と統計マニュアル第5版（DSM-5）

精神障がいの分類（英語版）のための共通言語と標準的な基準を提示するものであり、アメリカ精神医学会によって出版された書籍である。DSMは当初、統計調査のために作成された。DSMの第3版より、明確な診断基準を設けることで、精神科医間で精神障がいの診断が異なるという診断の信頼性の問題に対応した。

・ 就労継続支援B型事業所

障がい者総合支援法において定められている事業形態の一種で、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するもの。

・障がい者基本法

障がい者施策に関する基本理念とともに、国や地方公共団体等の責務や障がい者施策の基本となる事項を定めた法律。障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加の支援を推進することを目的としている。

・障がい者差別解消法（障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律）

平成 28 年 4 月 1 日施行。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

・障がい者総合支援法

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類ごとに分かれていた障がい者の福祉サービスを一元化すると共に、公平かつ十分なサービス提供を行うことにより、障がい者がその特性に応じて自立した日常生活、又は、社会生活を営むことができるよう支援する法律。平成 25 年 4 月 1 日より、「障がい者自立支援法」が改正され平成 25 年 4 月に施行となった。これにより、障がい者の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

・障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

正式名称は「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」であり、令和 5 年に施行された。障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

・障がい者の権利に関する条約

あらゆる障がい者（身体、知的、精神等）の、尊厳と権利を保障するための条約。

・情報アクセシビリティ

パソコンや Web ページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービス等を、障がい者や高齢者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。日本では平成 16 年 6 月 20 日に関連の JIS 規格が出そろったことをきっかけに、政府や企業の取組みが活発になった。

・身体障がい

身体障がい者福祉法に規定された、視覚障がい、聴覚障がい又は平衡機能障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱もしくは直腸又は小腸の機能障がいをいう。

・精神障がい

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制限がある状態。精神疾患には、統合失調症、躁うつ病、うつ病、器質性精神障がい（てんかん等）、中毒性精神障がい等がある。

・成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

・相談支援事業

福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービスのこと。

タ 行

・知的障がい

先天性又は出生時及び、出生後早期に脳髄に何らかの障がいを受けているため、知能が未発達の状態であり、そのため学習、社会生活への適応が著しく困難な状態をいう。

・注意欠陥多動性障がい（ADHD）

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障がい、行動障がいのこと。

・特別支援教育

視覚障がい・聴覚障がい等、従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めたすべての障がい児たちに、適切な教育や指導を通じて必要な支援を総合的に行う教育。

ナ 行

・ノーマライゼーション

障がい者や高齢者等が社会のなかで他人と同じように当たり前（ノーマル）に生活し、活動することが、社会の本来ある姿であるという考え方。

ハ 行

・発達障がい

発達障がい者支援法に基づく、自閉症、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の脳機能障がい。通常、低年齢で発生する。

・発達障がい者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。

・バリアフリー

建物内の段差等、物理的な障がいを取り除くこと。最近では、高齢者や障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障がいを除去することに用いられることも多い。

・福祉有償運送事業

NPO 等が自家用自動車を使用して、身体障がい者、要介護者の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つ。

・法定雇用率

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけている（精神障がい者についての雇用義務はないが、雇用した場合は身体障がい者・知的障がい者を雇用したものとみなされる）。

マ 行

・メタボリックシンドローム

肥満・高血糖・高中性脂肪血症・高コレステロール血症・高血圧等の危険因子が重なった状態。複合することによって糖尿病・心筋梗塞（こうそく）・脳卒中等の発症リスクが高まる。高カロリー・高脂肪の食事と運動不足が原因。メタボリック症候群。

ヤ 行

・ユニバーサル社会実現推進法

正式名称は「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」であり、平成 30 年に制定されました。障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています

・ユニバーサルデザイン

ユニバーサルとは、「すべてにわたり一般的な」という意味で、すべての年齢や能力の人に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

ラ 行

・リハビリテーション

障がいを抱える人や病気・けがの人等が、社会復帰を目指すために行う訓練のこと。また、障がい者のライフステージのすべての段階で、社会的、経済的に普通の生活を営むことができる状態を保障することができるように援助する、障がい者の自立と参加を目指す障がい者施策の理念。

・療育

障がい児に対し、早期に適切な治療等を行い、障がいの治癒や軽減を図りながら育成すること。

十津川村
第3期障がい者基本計画

発行年月 令和6年3月
発行 奈良県十津川村

〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村小原 225-1
(福祉事務所)

TEL : 0746-62-0902 / FAX : 0746-62-0580